株　主　各　位

証券コード　4483
2022年６月６日

東京都港区芝大門二丁目５番５号
株式会社ＪＭＤＣ
代表取締役社長 兼 ＣＥＯ　松島　陽介

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月20日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月21日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー ５階　浜松町コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第９期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第９期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。なにとぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

以　上

○ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.jmdc.co.jp/）に掲載させていただきます。
○ 新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されておりますため、可能な限り、書面（郵送）による議決権の事前行使をお願い申しあげます。また、株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただいたうえで、ご来場くださいますようお願い申しあげます。当日、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる予定ですので、ご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

（提供書面）

事業報告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「データとＩＣＴの力で、持続可能なヘルスケアシステムを実現する」ことを目指して、日本のヘルスケア業界の多様なデータを結集し、社会に還元することを通じて、生活者の健康増進や医療プロバイダーの価値向上・業務最適化を支援しております。

ヘルスビッグデータセグメントは、健康保険組合を中心とした保険者の保健事業を推進するため、保険者が保有するデータの分析サービスの他、当社開発のＰＨＲサービスを提供しております。また、医療機関に対しても医療データ分析サービス、診療報酬ファクタリングサービスの他、薬剤ＤＢの提供等を行っております。さらに、こうした業務の付帯として受領した匿名加工情報をデータベース化し、学術・産業利用を進めております。

遠隔医療セグメントは、放射線診断専門医が不足している医療機関と契約読影医を遠隔読影システムでつなぐマッチングサービスの他、医療機関と放射線診断専門医をクラウドでつなぎ、遠隔での画像診断を可能としたＡＳＰサービスを提供しております。

調剤薬局支援セグメントは、保険薬局に対してレセコン及び電子薬歴システムなどのシステム開発・販売事業を行う他、自らも調剤薬局を運営する中で、自社システムのオペレーションテストを実施しております。

当連結会計年度の業績は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の影響は前連結会計年度に引き続き限定的でありました。

（当期の業績）　（単位：百万円）

区　分	第８期 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	第９期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	比較増減	
売上収益	16,771	21,814	+5,042	+30.1%
営業利益	3,695	4,800	+1,105	+29.9%
EBITDA(マージン)	4,867 (29.0%)	6,411 (29.4%)	+1,543	+31.7%

（セグメントの業績）　　（単位：百万円）

区　分		第８期 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	第９期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	比較増減	
ヘルスビッグデータ	セグメント売上収益	10,193	14,019	+3,826	+37.5%
	セグメント利益(率)	3,647（35.8%）	4,859（34.7%）	+1,212	+33.2%
遠隔医療	セグメント売上収益	4,046	4,441	+394	+9.8%
	セグメント利益(率)	1,224（30.3%）	1,515（34.1%）	+290	+23.7%
調剤薬局支援	セグメント売上収益	2,692	3,582	+889	+33.0%
	セグメント利益(率)	371（13.8%）	432（12.1%）	+60	+16.3%
調整額	セグメント売上収益	△160	△228	△67	－
	セグメント利益	△376	△395	△19	－
合計	売上収益	16,771	21,814	+5,042	+30.1%
	EBITDA(マージン)	4,867（29.0%）	6,411（29.4%）	+1,543	+31.7%

（注）当社グループの経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、EBITDAがあります。当社グループは、EBITDAを用いて各セグメントの業績を測定しており、当社グループの業績評価をより効果的に行うために有用かつ必要な指標であると考えております。EBITDA及びEBITDAマージンの計算式は以下のとおりです。
・EBITDA　　：営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の収益・費用
・EBITDAマージン：EBITDA/売上収益×100

当連結会計年度において、オムロン株式会社が当社の2022年２月14日時点の発行済株式総数の33.0%を取得し、当社の筆頭株主（その他の関係会社）となっております。また、当社は、オムロン株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、ヘルスデータプラットフォームの強化、予防ソリューションの開発、当社グループの海外事業展開の加速、デバイス・サービスのクロスセル等の実施を目指すこととしております。

各セグメントの状況は以下のとおりです。

[ヘルスビッグデータ]

当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大による対面営業の抑制等のマイナス要因がみられましたが、その中でも事業は拡大を続けております。

取引先健康保険組合数、当社開発の健康情報プラットフォーム「ＰｅｐＵｐ」（ペップアップ）の発行ＩＤ数、製薬企業及び保険会社での１顧客あたりの年間取引額のすべてが前年同期比ベースで増加しております。ＰｅｐＵｐに関しては、ウェアラブルデータを活用したメンタル疾患予兆検知アルゴリズムに関する論文を発表する等、当社が有する大規模データベースの研究及び実用化に向けた取り組みを進めております。

一方で、データの量及び種類の増加等による将来の成長に向けて、引き続き人件費を中心に積極的な先行投資を実施しております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、14,019百万円となり、セグメント利益（セグメントEBITDA）は4,859百万円となりました。

[遠隔医療]

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による来院自粛に伴う医療機関あたりの画像診断依頼の減少の影響が続いておりますが、前年同期比では緩やかに回復しております。2021年12月に日本で初めて薬事承認を取得した、胸部Ｘ線肺炎検出ＡＩエンジン（ＣＯＶＩＤ－１９）を、人工知能エンジンプラットフォーム「ＡＩ―ＲＡＤ」上で提供開始しております。

また、上記以外の複数のエンジンの開発を続けているほか、中国での事業展開を本格化するための準備等、事業拡大のための施策は引き続き進めております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、4,441百万円となり、セグメント利益（セグメントEBITDA）は1,515百万円となりました。

[調剤薬局支援]

当連結会計年度においては、既存顧客の買換え（リプレース）需要を確保しつつ、新規顧客の開拓に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医療機関への来院控えに伴う調剤薬局の利用頻度の低下に起因する、自社で営む調剤薬局の売上減少及び顧客調剤薬局の投資抑制の影響は引き続き受けておりますが、次世代の電子薬歴レセコン一体型システム「Ｐ－ＣＵＢＥｎ」の販売開始と、同業事業者が当社グループに加入したことで事業規模を拡大しております。この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、3,582百万円となり、セグメント利益（セグメントEBITDA）は432百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は21,814百万円、営業利益は4,800百万円、EBITDAは6,411百万円の増収増益となりました。なお、EBITDAから営業利益への調整は以下のとおりであります。

(EBITDAから営業利益への調整表)　　(単位：百万円)

	第８期 (自　2020年４月１日 至　2021年３月31日)	第９期 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)
EBITDA	4,867	6,411
減価償却費及び償却費	△1,168	△1,669
その他の収益	20	135
その他の費用	△23	△76
営業利益	3,695	4,800

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資額は1,322百万円で、そのうち主なものは無形資産の取得による支出876百万円であります。

③ 資金調達の状況

子会社株式の取得を目的として、金融機関より長期借入れ1,470百万円の調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

⑵ 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区　分		第 6 期 (2019年３月期)	第 7 期 (2020年３月期)	第 8 期 (2021年３月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2022年３月期)
売上収益	(百万円)	10,064	12,158	16,771	21,814
営業利益	(百万円)	1,470	2,215	3,695	4,800
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	1,010	1,528	2,476	3,258
基本的１株当たり当期利益	(円)	23.86	31.46	46.54	57.94
資産合計	(百万円)	18,965	26,944	57,854	62,064
資本合計	(百万円)	6,117	13,123	28,250	31,176

(注) 1．当社では、第７期より「国際会計基準（IFRS）」を適用して連結計算書類を作成しております。
2．第６期については、IFRSに準拠した諸数値を参考までに記載しております。
3．当社は、2018年６月18日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を、2019年10月９日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を、また、2020年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、第６期の期首にいずれもが行われたと仮定し、基本的１株当たり当期利益を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分		第 6 期 (2019年３月期)	第 7 期 (2020年３月期)	第 8 期 (2021年３月期)	第 9 期 (当事業年度) (2022年３月期)
売上高	(百万円)	3,599	4,755	6,318	8,026
当期純利益	(百万円)	387	534	734	1,211
１株当たり当期純利益	(円)	9.15	10.99	13.80	21.54
総資産	(百万円)	9,296	18,435	42,475	41,388
純資産	(百万円)	5,308	11,384	27,835	29,273

(注) 1，当社は、2018年６月18日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を、2019年10月９日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を、また、2020年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、第６期（2019年３月期）の期首にいずれもが行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算出しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

ノーリツ鋼機株式会社は、当社の親会社でありましたが、2022年２月25日付で保有する株式の一部を譲渡したことにより、当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
メディカルデータベース株式会社	40	100.0%	薬剤ＤＢの開発・販売
データインデックス株式会社	75	100.0%	薬剤ＤＢの開発・販売
エヌエスパートナーズ株式会社	10	100.0%	診療報酬ファクタリング及びコンサルティング
株式会社ドクターネット	100	100.0%	遠隔読影マッチングサービスの提供等
株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	20	100.0%	調剤薬局向け業務システムの開発・販売

(注) 1．議決権比率は、子会社を通じた間接保有分を含めて算定しております。
2．当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は企業理念として、「健康で豊かな人生をすべての人に」を掲げており、データとICTの力で、持続可能なヘルスケアシステムの実現を目指しております。そのためのデータの蓄積・匿名化処理と統計解析情報の提供を推進するため、以下の課題を解決してまいります。

a. データベースを量・質ともに拡大

データベースの量だけでなく種類を拡大することにより、日本で民間利用可能な最大かつ最良のヘルスケアデータベースとしての圧倒的な地位を堅持する。

b. データの利活用のさらなる促進

従来のアドホック形式及びフルDB形式でのデータ提供に加え、データを活用した解析、コンサルティングサービス、ソリューション開発を含めたデータ利活用を提案するなど、付加価値の高いサービス提供を促進することで顧客の満足度を高める。

c. ＰＨＲサービスの拡充

当社の有するデータ解析技術と「ＰｅｐＵｐ」を活用し、的確なターゲティングと効果予測に基づく個人アプローチを展開することで、国民医療費の抑制に貢献する。

以上の取り組みによりさらなる企業価値の向上を目指してまいる所存でありますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援と協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

⑸ **当社グループの主要な事業セグメント**（2022年３月31日現在）

セグメントの名称	事業内容
ヘルスビッグデータ	医療データベース（レセプト・医薬品ほか）の開発・提供、医療ビッグデータの分析
遠隔医療	遠隔読影マッチングサービス及び遠隔読影システムのＡＳＰサービス
調剤薬局支援	調剤薬局向け業務システムの開発・販売

⑹ **主要な事業所**（2022年３月31日現在）

① 当社

本社：東京都港区

② 主要な子会社の事業所

メディカルデータベース株式会社	本社：東京都港区
データインデックス株式会社	本社：東京都港区
エヌエスパートナーズ株式会社	本社：東京都港区
株式会社ドクターネット	本社：東京都港区
株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	本社：東京都港区

⑺ **従業員の状況**（2022年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ヘルスビッグデータ	661（76）名	＋152　（△5）名
遠隔医療	103（ 8）	△3　（ －）
調剤薬局支援	199（10）	＋60　（△1）
全社（共通）	3（ －）	－　（ －）
合計	966（94）	＋209　（△6）

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
305（31）名	+40（△4）名	37.8歳	3.7年

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,291 百万円
株式会社三井住友銀行	1,165
三井住友信託銀行株式会社	914

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

① １．企業集団の現況 ⑴ 当事業年度の事業の状況に記載のとおり、当社は、2022年２月22日付で、オムロン株式会社との間で、資本業務提携契約を締結し、ヘルスデータプラットフォームの強化、予防ソリューションの開発、当社グループの海外事業展開の加速、デバイス・サービスのクロスセル等の実施を目指すこととしております。

② 株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年11月29日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。また、同証券取引所の市場再編により、2022年４月４日より同取引所プライム市場に移行しております。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　184,800,000株

② 発行済株式の総数　　56,514,208株

（注）新株予約権の行使による新株式の発行により、発行済株式の総数は578,400株増加しております。

③ 株主数　　5,664名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
オムロン株式会社	18,644千株	33.0%
ノーリツ鋼機株式会社	8,856	15.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,872	8.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,432	4.3
松島　陽介	1,689	3.0
山元　雄太	1,438	2.5
CITIBANK UK LIMITED AS DEPOSITARY FOR ASI GLOBAL SMALLER COMPANIES FUND	1,053	1.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	949	1.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	750	1.3
CREDIT SUISSE(LUXEMBOURG) S.A./ CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	569	1.0

（注）持株比率は自己株式（497株）を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権

			第６回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日			2018年６月15日	2019年３月１日
新株予約権の数			5,238個	5,776個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) 1			普通株式　2,095,200株 (新株予約権１個につき400株)	普通株式　2,310,400株 (新株予約権１個につき400株)
新株予約権の払込金額(注) 1			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	１株当たり0.75円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注) 1			新株予約権１個当たり 140,400円 (１株当たり351円)	新株予約権１個当たり 149,400円 (１株当たり374円)
3権利行使期間			2020年６月16日から 2028年６月14日まで	2022年５月１日から 2029年２月28日まで
行使の条件			(注) 2	(注) 3
役員の保有状況(注) 1	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　54個 目的となる株式数　21,600株 保有者数　1名	新株予約権の数　3,791個 目的となる株式数　1,516,400株 保有者数　2名
		社外取締役	－	－
	取締役（監査等委員）		－	－

			第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日			2020年４月17日	2021年４月15日
新株予約権の数			3,278個	6,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) 1			普通株式　655,600株 (新株予約権１個につき200株)	普通株式　630,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額(注) 1			１株当たり12.5円	１株当たり3円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注) 1			新株予約権１個当たり 555,500円 (１株当たり2,775円)	新株予約権１個当たり 516,000円 (１株当たり5,160円)
権利行使期間			2023年５月１日から 2029年７月31日まで	2024年５月１日から 2030年７月31日まで
行使の条件			(注) 4	(注) 5
役員の保有状況(注) 1	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　40個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　２名	新株予約権の数　40個 目的となる株式数　4,000株 保有者数　2名
		社外取締役	－	－
	取締役（監査等委員）		－	－

(注) 1．当社は、2019年10月９日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を、2020年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、役員の保有状況は、当該株式分割を反映して算定しています。

2．第６回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 定められた行使価額（１円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額（１円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額（１円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりＤＣＦ法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額（１円未満切り上げ）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3．第８回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる(A)の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

（A）2022年３月期から2025年３月期の４事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結事業利益EBITDA（有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。ただし、IFRS第16号の適用により生じた「減価償却費及び償却費」は連結事業利益EBITDAの計算における「減価償却費及び償却費」に含まれないものとし、その他、会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。）が32億円を超過すること

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1)の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締

役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた１名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4．第13回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる（A）の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

（A）2023年３月期から2026年３月期の４事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結事業利益EBITDA（有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。ただし、IFRS第16号の適用により生じた「減価償却費及び償却費」は連結事業利益EBITDAの計算における「減価償却費及び償却費」に含まれないものとし、その他、会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。）が47億円を超過すること。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1) の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2020年６月１日から2022年３月31日の間に当社若しくは当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員でない期間が存在したとき、又は新株予約権者が解任若しくは懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5．第14回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる（A）の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

（A）2024年３月期から2027年３月期の４事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結事業利益EBITDA（有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。）が80億円を超過すること。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1) の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2021年５月７日から2023年３月31日の間に当社若しくは当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員でない期間が存在したとき、又は新株予約権者が解任若しくは懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権

		第14回新株予約権
発行決議日		2021年4月15日
新株予約権の数		6,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 630,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1株当たり3円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 516,000円 (1株当たり5,160円)
権利行使期間		2024年5月1日から 2030年7月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,590個 目的となる株式数 259,000株 保有者数 19名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 3,670個 目的となる株式数 367,000株 保有者数 17名

(注) 第14回新株予約権の行使条件は、上記「① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権」の注5を参照ください。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 ＣＥＯ	松　島　陽　介	
取締役副社長 兼 ＣＦＯ	山　元　雄　太	
取締役	李　　智　賢	㈱レイズパートナーズ代表取締役
取締役 （常勤監査等委員）	霜　田　恒　夫	
取締役 （監査等委員）	林　　南　平	㈱ＮＨパートナーズ代表取締役
取締役 （監査等委員）	藤　岡　大　祐	ESネクスト有限責任監査法人　理事 パートナー

(注) 1．2021年６月25日開催の第８回定時株主総会において、李智賢氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2．取締役 李智賢、取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫、取締役（監査等委員）林南平、取締役（監査等委員）藤岡大祐の４氏は社外取締役であります。
3．取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫、取締役（監査等委員）藤岡大祐の２氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫氏は、事業会社において相当の期間経理・財務部門の勤務経験を有しております。
・取締役（監査等委員）藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しております。
4．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、霜田恒夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当社は、社外取締役 李智賢、霜田恒夫、林南平、藤岡大祐の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員の状況（2022年４月１日現在）

氏　名	役職名	業務管掌部門
松　島　陽　介	執行役員社長 兼 ＣＥＯ	内部監査室、PMI室、ユーザープラットフォーム開発部
山　元　雄　太	執行役員副社長 兼 ＣＦＯ	公共政策・産学連携本部、経営管理部、財務企画部、IR室、人材戦略室
杉　田　玲　夢	執行役員 兼 ＣＯＯ	製薬本部
小　平　紀　久	執行役員	公共政策・産学連携本部
小　間　井　俊　輔	執行役員	医療機関支援事業本部
本　間　信　夫	執行役員	インシュアランス本部、データイノベーションラボ
野　口　　亮	執行役員	保険者支援事業本部、WORK推進室、データシステム推進部
小　森　谷　一　生	執行役員 兼 ＣＴＯ	開発本部
足　立　昌　聰	執行役員 兼 ＣＤＰＯ	リスクマネジメント室

(注) ＣＥＯ：Chief Executive Officer、ＣＦＯ：Chief Financial Officer、ＣＯＯ：Chief Operating Officer
ＣＴＯ：Chief Technology Officer、ＣＤＰＯ：Chief Data Protection Officer

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役李智賢氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び会社法に基づく全ての子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役、執行役員、管理職等の従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、または犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為の場合には塡補の対象としないこととしております。

⑤　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとし、報酬とは別に有償新株予約権を付与しております。

個々の取締役の基本報酬は、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとします。

なお、当社は、2022年４月20日開催の取締役会において、指名・報酬諮問委員会を指名報酬委員会に名称変更しております。

ロ．当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	86百万円 (3)	86百万円 (3)	－百万円 (－)	3名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20 (20)	20 (20)	－	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	107 (24)	107 (24)	－	6 (4)

（注）1．取締役の報酬等の額は、2019年４月１日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名であります。
2．監査等委員の報酬等の額は、2019年４月１日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は３名であります。
3．社外取締役が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等はありません。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、2021年６月25日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 兼 CEO 松島陽介が役員報酬の具体的な決定をしております。委任した理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ各取締役の担うべき職務内容や責任、会社に提供される成果期待を考慮した報酬額を決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役及び社外取締役である監査等委員の重要な兼職先は、⑶会社役員の状況　①取締役の状況に記載のとおりです。

・社外取締役及び社外取締役である監査等委員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況は以下のとおりです。

区　分	氏　名	取締役会	監査等委員会
取締役	李　　智賢	20回/20回 (出席率 100.0%)	－
取締役 (監査等委員)	霜田　恒夫	25回/25回 (出席率 100.0%)	14回/14回 (出席率 100.0%)
取締役 (監査等委員)	林　　南平	25回/25回 (出席率 100.0%)	14回/14回 (出席率 100.0%)
取締役 (監査等委員)	藤岡　大祐	25回/25回 (出席率 100.0%)	14回/14回 (出席率 100.0%)

(注) 1．李智賢氏は、2021年６月25日開催の第８回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他のものと異なります。

2．上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

・李智賢氏は、戦略性のある適切な企業運営を行うに当たり、客観的な観点から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

・霜田恒夫氏は、業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員を務め、取締役及び執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

・林南平氏は、業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員を務め、取締役及び執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

・藤岡大祐氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員を務め、取締役及び執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注）１．当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬の算定根拠及び決定プロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任することが相当であると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループを対象範囲としたコンプライアンス基本方針・行動規範他、取締役会規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設置し、運用規程に基づき運用を行う。

社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

コンプライアンスに関する研修体制を整備する。

監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は当社グループを対象範囲としたリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また当社は社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、同様に子会社にも「リスクマネジメント委員会」等を設置しリスクに関する事項を審議する。

重要リスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるために事業継続計画書（ＢＣＰ）及び各種マニュアルの整備を進める。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

子会社は、１ヶ月に１回以上の割合で適宜取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループにおける業務の適正を確保するために、以下の体制を整備する。

子会社を主管する部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。

子会社管理規程及びその他のルールを定め、子会社は、各々の重要規程を定める。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼職とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性を確保するために、人事関連事項（異動、評価等）については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。

当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人が兼務の場合は、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について配慮する。

⑧　当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人又はこれらの者から報告をうけた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、当社監査等委員会に速やかに報告する。

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その可能性及び事実を当社監査等委員会に速やかに報告する。

当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。

法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

前①号及び②号の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをルール化し、適切に運用する。

⑨　当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査等委員会の定期的会合（年４回程度）を継続し行う。

監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強など監査機能の充実を図る。

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

以上の方針に基づき当期に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組みとして、当社に入社した使用人に対して、行動規範及びコンプライアンス教育マニュアルを配布し、法令及び社会規範の周知・徹底を図り、行動規範の理解及び順守に対する同意書を入手しております。また、当社は法令違反等におけるコンプライアンス違反の早期発見と改善措置を図るため、当社内部監査室を窓口とする内部通報制度を設けております。

② 当社は、取締役会議事録等について法令及び社内規程に則り適切に管理しております。

③ 当期において、取締役会を25回（ほか書面決議２回）開催するとともに執行役員会議を25回開催し、「決裁権限規程」に基づく経営上の重要な事項について決定を行うとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正の観点から審議をいたしました。

④ 監査等委員会を14回開催し､以下の方法による各監査等委員の監査を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況の確認を含め、取締役の職務執行に関する監査の実効性を確保しております。

(ア) 取締役会等の重要な会議への出席

(イ) 代表取締役、取締役との定期的な意見交換

(ウ) 会計監査人及び内部監査部門との連携

(エ) 当社の各部署への往査の実施

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しつつ、これまでは今後の事業発展及び経営基盤強化のための内部留保の充実に努めてまいりました。

他方、昨年11月には東京証券取引所市場第一部への市場変更、また本年４月より東京証券取引所プライム市場へ移行したことから、成長のための投資余力の確保と、株主還元の両立を意識した経営を実践するため、この度、当社株式を保有頂いております株主の皆様への利益還元として、配当を実施することといたしました。

当事業年度の期末配当につきましては、１株当たり10円とさせていただきます。

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。また、比率につきましては、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しています。

連結財政状態計算書

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**25,979**	**流動負債**	**11,633**
現金及び現金同等物	13,192	借入金	777
営業債権及びその他の債権	9,283	営業債務及びその他の債務	6,182
その他の金融資産	2,561	リース負債	689
棚卸資産	248	未払法人所得税	999
その他の流動資産	693	契約負債	1,843
非流動資産	**36,084**	その他の流動負債	1,140
有形固定資産	8,420	**非流動負債**	**19,254**
のれん	19,409	借入金	10,928
無形資産	5,176	リース負債	5,401
その他の金融資産	1,298	退職給付に係る負債	319
繰延税金資産	1,637	引当金	276
その他の非流動資産	141	繰延税金負債	769
		契約負債	1,560
		負債合計	**30,887**
		（資本の部）	
		親会社の所有者に帰属する持分	**31,181**
		資本金	9,091
		資本剰余金	12,483
		自己株式	△2
		その他の資本の構成要素	17
		利益剰余金	9,591
		非支配持分	**△5**
		資本合計	**31,176**
資産合計	**62,064**	**負債及び資本合計**	**62,064**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
売上収益	21,814
売上原価	9,225
売上総利益	**12,589**
販売費及び一般管理費	7,847
その他の収益	135
その他の費用	76
営業利益	**4,800**
金融収益	46
金融費用	62
税引前当期利益	**4,785**
法人所得税費用	1,532
当期利益	**3,253**
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	3,258
非支配持分	△5
当期利益	**3,253**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
				その他の資本の構成要素		
	資本金	資本剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定
2021年４月１日時点の残高	8,971	12,932	△1	△2	－	－
当期利益	－	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	△2	3	5
当期包括利益合計	－	－	－	△2	3	5
新株予約権の発行	－	－	－	－	－	－
株式に基づく報酬取引	－	－	－	－	－	－
新株予約権の行使	120	111	－	－	－	－
新株予約権の失効	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	△0	－	－	－
企業結合による変動	－	△560	－	－	－	－
利益剰余金への振替	－	－	－	－	△3	△5
所有者との取引額合計	120	△449	△0	－	△3	△5
2022年３月31日時点の残高	9,091	12,483	△2	△4	－	－

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	新株予約権	合計				
2021年４月１日時点の残高	25	23	6,323	28,250	－	28,250
当期利益	－	－	3,258	3,258	△5	3,253
その他の包括利益	－	6	－	6	－	6
当期包括利益合計	－	6	3,258	3,265	△5	3,259
新株予約権の発行	1	1	－	1	－	1
株式に基づく報酬取引	0	0	－	0	－	0
新株予約権の行使	△5	△5	－	225	－	225
新株予約権の失効	△0	△0	－	△0	－	△0
自己株式の取得	－	－	－	△0	－	△0
企業結合による変動	－	－	－	△560	0	△559
利益剰余金への振替	－	△8	8	－	－	－
所有者との取引額合計	△3	△12	8	△333	0	△333
2022年３月31日時点の残高	21	17	9,591	31,181	△5	31,176

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下「ＩＦＲＳ」）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、ＩＦＲＳで求められる開示項目の一部を省略しております。

⑵ 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　27社

・主要な連結子会社の名称

メディカルデータベース株式会社
データインデックス株式会社
エヌエスパートナーズ株式会社
株式会社ドクターネット
株式会社ユニケソフトウェアリサーチ

・連結子会社の変動

増加子会社数　７社（新規設立、株式取得による増加）

⑶ 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、個々の棚卸資産に代替性がない場合は個別法により算定しており、その他は総平均法に基づいて算定しております。棚卸資産は、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

③ 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

(a) 有形固定資産

有形固定資産については取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物　　7年～15年
・機械装置及び運搬具　　2年～15年
・工具、器具及び備品　　2年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(b) のれん

毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(c) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウエア　　3年～5年
・顧客関連資産　　23年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

(d) リース

契約がリースであるか又は契約にリースが含まれているかについては、契約時に当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを、契約の実質に基づき判断しております。

リース期間が12か月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、リース開始日において使用権資産及びリース負債を当初認識しております。

使用権資産の取得原価には、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。リース期間には、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間を含めております。使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、連結財政状態計算書において「有形固定資産」に含めて表示しております。

④ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的義務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

⑤ 従業員給付

(a) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値を算定して計上しております。

確定給付費用は、勤務費用及び確定給付制度債務に係る利息費用から構成され、純損益で認識しております。確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(b) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的若しくは推定的な義務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

⑦ 収益

当社グループでは、IFRS第９号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する報告セグメント別の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

［ヘルスビッグデータ］

当セグメントでは、健診データ・レセプトデータ・医薬品関連データ等の医療に係るデータベースを構築し、解析及びソリューション化することで統計データの提供とそれに基づく健康増進策の提供を行っております。主要なサービスラインとして、個別の要望事項に対して当該データベースから必要なデータを抽出・分析するサービス「アドホック販売」のほか、当社のデータベース自体の一部又は全部へのアクセス権を付与する「データベース販売」等があります。当セグメントにおける収益は、各取引の実態に応じて、一時点若しくは一定の期間にわたり収益を認識しております。一時点で収益を認識する場合はサービス終了後、顧客の検収が確認できた段階で収益を認識しております。一定の期間にわたり収益を認識する場合は契約期間に基づいて収益を認識しております。対価については通常履行義務の充足時点から概ね２か月以内に支払を受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

［遠隔医療］

当セグメントでは、放射線診断領域に対する遠隔読影マッチングサービス及びインフラの提供を行っております。主要なサービスラインとして、国内の契約読影医を活用した医療機関への遠隔読影マッチングサービス「Tele-RAD」、クラウド型の遠隔読影システムのＡＳＰサービス「Virtual-RAD」があります。当セグメントにおける収益は、各取引の実態に応じて、一時点若しくは一定の期間にわたり収益を認識しております。一時点で収益を認識する場合は、サービスの提供完了という事実をシステム上で確認できた段階で、収益を認識しております。一定の期間にわたり収益を認識する場合は契約期間、若しくは履行義務の充足のために費やした労力に基づいて収益を認識しております。対価については通常履行義務の充足時点から概ね２か月以内に支払を受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

［調剤薬局支援］

当セグメントでは、レセコン・電子薬歴といった薬局で使用するシステムの導入の他、自ら調剤薬局の運営を行っております。当セグメントにおける収益は、ソフトウエアライセンスの許諾とその他のシステム構築の２つに履行義務を識別し、ソフトウエアライセンスについてはライセンス許諾期間にわたり収益を認識し、システム構築についてはオンプレミス（顧客運用）型の納品の場合には顧客の検収が完了した段階で一時点での収益を計上し、クラウド（当社グループ運用）型の納品の場合には契約期間の経過に応じて収益を計上しております。対価については通常履行義務の充足時点から概ね３か月以内に支払を受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結財政状態計算書）

前連結会計年度まで「その他の流動負債」に含めていた「契約負債」は、重要性が増したことによって見直しを行い、当連結会計年度より流動負債の「契約負債」と非流動負債の「契約負債」にそれぞれ区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「契約負債」は、流動負債の「契約負債」が1,360百万円、非流動負債の「契約負債」が574百万円であります。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれんの減損テスト

① 当年度の連結財政状態計算書に計上したのれんの金額　19,409百万円

② 算出方法

当社グループは、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産が配分された資金生成単位について、少なくとも年１回の減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っております。のれんが配分された資金生成単位の回収可能価額は、使用価値に基づいて算定しております。

③ 主要な仮定

使用価値は、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しています。見積期間は原則として５年を限度としており、見積期間以降のキャッシュ・フローは一定の成長率（１％）により見込んでおります。割引率は、資金生成単位が行う事業の類似企業の資本コストを用いて算定しており、当年度の使用価値の算定に用いた税引前の割引率は8.9％から11.3％となっております。なお成長率は資金生成単位が属する国における加重平均成長率であり、外部情報とも整合的であります。

④ 翌年度の連結計算書類に与える影響

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産が配分された資金生成単位において、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

4．企業結合に関する注記

個々には重要性はないが全体としては重要性がある企業結合を合算して記載しております。当連結会計年度における企業結合は、ヘルスビッグデータセグメント及び調剤薬局支援セグメントにおいて行われております。これらの買収を合算した情報は以下のとおりであります。

⑴　取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分

（単位：百万円）

	金　額
支払対価の公正価値(現金)	5,003
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	620
営業債権及びその他の債権	224
上記以外の流動資産	396
繰延税金資産	631
上記以外の非流動資産	568
営業債務及びその他の債務	△151
リース負債（流動）	△56
契約負債（流動）	△628
上記以外の流動負債	△407
リース負債（非流動）	△336
契約負債（非流動）	△974
上記以外の非流動負債	△347
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	△458
非支配持分	△0
のれん	5,461

当該企業結合に係る取得関連費用は36百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」にて費用処理しております。

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しております。

当該企業結合により生じたのれんは、ヘルスビッグデータセグメント及び調剤薬局支援セグメントに計上されております。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

取得した資産及び引き受けた負債については、当連結会計年度の末日において取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

⑵　取得に伴うキャッシュ・フロー

（単位：百万円）

	金　額
取得により支出した現金及び現金同等物	△5,003
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	620
子会社株式の取得による支出	△4,327
事業譲受による支出	△54

⑶　業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が当連結会計年度期首に実施されたと仮定した場合の損益情報は、連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

5．連結財政状態計算書に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

現金及び現金同等物	49百万円
建物及び構築物	598百万円
土地	546百万円
子会社株式（消去前金額）	10百万円
計	1,204百万円

②　担保に係る債務

借入金（流動負債）	42百万円
借入金（非流動負債）	1,137百万円
計	1,180百万円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　3,094百万円

6．連結持分変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　56,514,208株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

該当事項はありません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	565百万円	10円	2022年3月31日	2022年6月7日

⑶　当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,022,800株

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金需要に応じて機動的に資金調達を行うことで財務の健全性を維持しております。また、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等、流動性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等によりリスク低減を図っております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃借取引に係るものであります。

借入金の使途は運転資金及びプロジェクト資金であります。貸付金は医療提供者向け事業における医療機関に対するものであり、貸付先の状況を定期的にモニタリングすることで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 貸付金（その他の金融資産）	2,462	2,462	－
② 敷金及び保証金（その他の金融資産）	662	647	△14
③ 株式及び出資金（その他の金融資産）	602	602	－
④ その他（その他の金融資産）	133	133	－
⑤ 借入金	(11,705)	(11,705)	－

（*）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

⑶　金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル１からレベル３まで分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル２：レベル１以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①　時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
株式及び出資金（その他の金融資産）	－	－	602	602

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸付金（その他の金融資産）	－	2,462	－	2,462
敷金及び保証金（その他の金融資産）	－	662	－	662
その他（その他の金融資産）	－	133	－	133
借入金	－	11,705	－	11,705

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他の金融資産

貸付金、敷金及び保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しております。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しています。

株式及び出資金の公正価値については、純資産価値に基づく評価技法等合理的な方法により算定しております。

借入金

主として変動金利による借入れであり、短期間で市場金利が反映されること、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、帳簿価額を公正価値とみなしております。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しております。

８．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			
	ヘルスビッグデータ	遠隔医療	調剤薬局支援	合計
一時点で移転される財又はサービス	8,085	4,149	2,396	14,632
一定の期間にわたり移転されるサービス	5,863	291	1,027	7,182
顧客との契約から生じる収益	13,949	4,441	3,423	21,814
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	13,949	4,441	3,423	21,814

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「⑶ 会計方針に関する事項⑦ 収益」に記載のとおりであります。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	2,679	3,380
契約資産	27	20
契約負債	1,935	3,403

契約資産は遠隔医療セグメントにおいて、報告日時点で一部が完了していない履行義務のうち、完了した作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった段階で債権に振替えられます。契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであります。

当連結会計年度における報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは1,360百万円であります。

⑷ 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
未充足の履行義務に配分した取引価額の総額	3,403
履行義務の充足予定時期	
1年以内	1,843
1年超2年以内	715
2年超3年以内	465
3年超4年以内	282
4年超5年以内	96

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	551円37銭
基本的1株当たり当期利益	57円94銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**17,288**	**流動負債**	**2,323**
現金及び預金	62	買掛金	8
受取手形	214	１年内返済予定の長期借入金	726
売掛金	1,294	未払金	549
前渡金	84	未払費用	18
前払費用	222	未払法人税等	293
短期貸付金	15,313	契約負債	576
その他	97	預り金	48
固定資産	**24,099**	賞与引当金	92
有形固定資産	**543**	その他	10
建物附属設備	283	**固定負債**	**9,791**
工具、器具及び備品	259	長期借入金	9,644
無形固定資産	**2,882**	資産除去債務	146
のれん	1,492	**負債合計**	**12,114**
ソフトウエア	1,261	**（純資産の部）**	
ソフトウエア仮勘定	128	**株主資本**	**29,251**
投資その他の資産	**20,673**	**資本金**	**9,091**
投資有価証券	514	**資本剰余金**	**15,932**
関係会社株式	19,479	資本準備金	15,596
敷金及び保証金	513	その他資本剰余金	336
長期前払費用	82	**利益剰余金**	**4,229**
繰延税金資産	83	その他利益剰余金	4,229
		繰越利益剰余金	4,229
		自己株式	**△2**
		新株予約権	**21**
		純資産合計	**29,273**
資産合計	**41,388**	**負債純資産合計**	**41,388**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**8,026**
売上原価		**3,550**
売上総利益		**4,475**
販売費及び一般管理費		**2,854**
営業利益		**1,621**
営業外収益		
受取利息及び配当金	73	
その他	35	109
営業外費用		
支払利息	29	
その他	0	29
経常利益		**1,700**
特別損失		
固定資産除却損	13	13
税引前当期純利益		**1,687**
法人税、住民税及び事業税	433	
法人税等調整額	42	475
当期純利益		**1,211**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年４月１日から
2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	8,971	15,485	336	15,821	3,018	3,018	△1	27,809
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	120	111		111				231
当期純利益					1,211	1,211		1,211
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	120	111	－	111	1,211	1,211	△0	1,441
当期末残高	9,091	15,596	336	15,932	4,229	4,229	△2	29,251

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	25	27,835
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	△5	225
当期純利益		1,211
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	1
当期変動額合計	△3	1,437
当期末残高	21	29,273

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

②　その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、20年の定額法で償却することとしております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社は、健診データ・レセプトデータ等の医療に係るデータベースを構築し、解析及びソリューション化することで統計データの提供とそれに基づく健康増進策の提供を行っております。主要なサービスラインとして、個別の要望事項に対して当該データベースから必要なデータを抽出・分析するサービス「アドホック販売」のほか、当社のデータベース自体の一部又は全部へのアクセス権を付与する「データベース販売」等があります。当社における収益は、各取引の実態に応じて、一時点若しくは一定の期間にわたり収益を認識しております。一時点で収益を認識する場合はサービス終了後、顧客の検収が確認できた段階で収益を認識しております。一定の期間にわたり収益を認識する場合は契約期間に基づいて収益を認識しております。対価については通常履行義務の充足時点から概ね２か月以内に支払を受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

2．会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

① 当年度の貸借対照表に計上した関係会社株式の金額　19,479百万円

② 評価方法

時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50％程度以上低下した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、評価減を実施することとしております。

また、企業買収において、超過収益力等を反映して関係会社株式の取得を行った場合は、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が取得原価の50％程度を下回っている限り評価減を実施することとしております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　497百万円

⑵　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　15,378百万円

②　短期金銭債務　44百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	349百万円
② 営業取引以外の取引高	61百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	497株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	18百万円
賞与引当金	28百万円
減価償却費	11百万円
資産除去債務	44百万円
その他	14百万円
繰延税金資産合計	117百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△34百万円
繰延税金負債合計	△34百万円
繰延税金資産の純額	83百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	エヌエスパートナーズ株式会社	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の貸付	3,055	短期貸付金	3,675
				利息の受取	4	未収収益	1
子会社	データインデックス株式会社	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の返済	422	短期貸付金	2,200
				利息の受取	9	未収収益	1
子会社	株式会社ドクターネット	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の返済	302	短期貸付金	－
				利息の受取	0	未収収益	－

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社Launchpad 13	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の貸付	107	短期貸付金	2,514
				利息の受取	10	未収収益	0
子会社	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の返済	600	短期借入金	－
				利息の支払	0	未払費用	－
子会社	株式会社ＪＭＤＣキャピタル	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の返済	7,445	短期貸付金	6,555
				利息の受取	35	未収収益	0

（注）取引条件および取引条件の決定方針等
資金の相互利用における借入・貸付の取引金額は純額を記載しております。なお、借入金及び貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

9．収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　8．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　517円60銭

⑵　1株当たりの当期純利益　21円54銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年５月19日

株式会社ＪＭＤＣ
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　田　　栄
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　裕　之

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社JMDCの2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社JMDC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含

まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年５月19日

株式会社ＪMDＣ
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　田　　栄
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　裕　之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社JMDCの2021年４月１日から2022年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月20日

株式会社ＪＭＤＣ　監査等委員会

監査等委員（常勤）	霜　田　恒　夫	㊞
監査等委員	林　　南　平	㊞
監査等委員	藤　岡　大　祐	㊞

（注）監査等委員霜田恒夫及び林南平並びに藤岡大祐は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（2）変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜　削　除　＞
＜　新　設　＞	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現行定款	変更案
	2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附　則	附　則
＜　新　設　＞	（株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置） 第２条　定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3　本条は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	松島陽介（まつしまようすけ） (1972年９月１日) 再任	1995年４月　第一生命保険㈱　入社 2001年６月　Ａ．Ｔ．カーニー㈱　入社 2005年10月　マッキンゼー＆カンパニー　入社 2007年２月　㈱ＭＫＳパートナーズ　入社 2008年12月　丸の内キャピタル㈱　入社 2012年４月　ＮＫリレーションズ㈱（現 ノーリツ鋼機㈱）代表取締役 2012年７月　エヌエスパートナーズ㈱　取締役 2013年５月　当社　取締役 2013年６月　ノーリツ鋼機㈱　取締役副社長ＣＯＯ 2013年10月　当社　代表取締役社長 2014年10月　当社　代表取締役社長退任（非常勤取締役） 2015年７月　㈱ドクターネット　取締役（現任） 2015年７月　ヘルスデータ・プラットフォーム㈱（現 当社）　取締役 2016年６月　㈱PKSHA Technology　社外取締役 2016年７月　㈱ユニケソフトウェアリサーチ　取締役（現任） 2018年４月　当社　代表取締役社長 兼 ＣＥＯ（現任） 2018年６月　メディカルデータベース㈱　取締役（現任） 2020年４月　エヌエスパートナーズ㈱　取締役（現任） 2020年11月　データインデックス㈱　取締役（現任）	1,689,078株
	【選任理由】 松島陽介氏は、当社取締役就任以来、強いリーダーシップにより当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。企業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、グループ戦略の実現を図るとともに、今後も当社グループの持続的成長を実現するために適切な人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	山元雄太（やまもとゆうた） (1982年12月14日) 再任	2007年４月　㈱ボストンコンサルティンググループ　入社 2013年５月　ノーリツ鋼機㈱　入社　ＣＯＯ室長 2013年５月　当社　取締役 2014年１月　弁護士登録　山元雄太法律事務所設立　代表 （現 山元法律事務所）（現任） 2015年６月　ノーリツ鋼機㈱　取締役 2016年６月　㈱ドクターネット　取締役 2019年４月　当社　執行役員副社長 兼 ＣＦＯ 2019年４月　㈱ユニケソフトウェアリサーチ　取締役（現任） 2019年６月　メディカルデータベース㈱　取締役（現任） 2019年６月　㈱ドクターネット　取締役（現任） 2020年４月　エヌエスパートナーズ㈱　取締役（現任） 2020年６月　当社　取締役副社長 兼 ＣＦＯ（現任） 2020年11月　データインデックス㈱　取締役（現任）	1,438,450株
	【選任理由】 山元雄太氏は、これまでの実務経験に基づく優れた経営判断能力を有しているとともに、当社ＣＦＯとして当社グループの経理・財務戦略を担っており、当社グループ事業全般に関し豊富な見識を有しております。その実績・知見・専門性は、今後も当社グループの持続的成長を実現するために適切な人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	李 智賢（り じひょん） (1967年2月28日) 再任	1988年12月　㈱韓国ダーバン　入社 1997年４月　㈱ボストンコンサルティンググループ　入社 2000年４月　トランスコスモス㈱　入社 2001年４月　トランスコスモス㈱　取締役 2001年４月　ＣＩＣ Ｋｏｒｅａ Ｉｎｃ.(現㈱トランスコスモスコリア)統括副社長ＣＯＯ 2003年４月　トランスコスモス㈱　顧問 2004年８月　ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク　入社 2007年２月　㈱レイズパートナーズ　代表取締役（現任） 2007年７月　グロービス経営大学院　教員 2021年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱レイズパートナーズ　代表取締役	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 李智賢氏は、上場企業の役員を務め国内外での経営者としての経験を有しており、また、人材コンサルティング会社及び教員としての経験からリーダー育成における幅広い見識を有しております。当該知見を活かして特にダイバーシティの推進に貢献いただくとともに、当社グループの企業価値向上のために、経営方針、経営戦略について客観的な見地から意見・提言を頂くことを期待し引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	竹田誠治（たけだせいじ） (1967年6月12日) 新任	1990年４月　オムロン㈱　入社 2003年７月　オムロンヘルスケア㈱ 経営戦略部長兼広報渉外部長 2006年７月　オムロンヘルスケア中国　副総経理 2008年４月　オムロンヘルスケア米国　副社長 2011年10月　オムロンヘルスケア米国　副社長 兼 オムロンヘルスケアブラジル社長 2013年４月　オムロンヘルスケア㈱　グローバル営業企画本部長 兼 米欧州営業本部本部長 兼 オムロンヘルスケア米国　ＣＥＯ 2017年３月　オムロン㈱　グローバル戦略本部　経営戦略部長（現任） 2018年４月　オムロン㈱　執行役員（現任） （重要な兼職の状況） オムロン㈱　執行役員	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 竹田誠治氏は、上場企業の役員を務め国内外での経営者としての経験を有しており、また、ヘルスケア領域における幅広い見識を有しております。当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 竹田誠治氏が選任された場合には、社外取締役として、グローバル展開の推進に貢献いただくとともに、当社グループの企業価値向上のために、経営方針、経営戦略について客観的な見地から意見・提言を頂くことを期待しております。		

（注）１．各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者竹田誠治氏はオムロン㈱の執行役員であります。同社は当社の大株主であり、当社のその他の関係会社であります。また、同社との間で資本業務提携契約を締結しており、今後取引を実施する予定であります。
３．李智賢氏及び竹田誠治氏は、社外取締役候補者であります。
４．李智賢氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
５．当社は、李智賢氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、李智賢氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、竹田誠治氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりです。取締役のうち再任の候補者については、選任が承認されますと、選任後も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．当社は、李智賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、指名報酬委員会の答申を踏まえ、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
原　雅彦（はら　まさひこ） (1960年1月11日)	1982年４月　三菱商事㈱　入社 2006年６月　ミレニア・ベンチャー・パートナーズ㈱　取締役 2016年12月　弁護士登録（神奈川県弁護士会 所属） 2017年12月　橋本法律事務所　入所 2019年４月　原法律事務所設立　代表（現任） 2019年４月　㈱ＴＮＰパートナーズ　顧問弁護士（現任） （重要な兼職の状況） 原法律事務所　代表 ㈱ＴＮＰパートナーズ　顧問弁護士	－

【選任理由及び期待される役割の概要】

原雅彦氏は、長年にわたり総合商社において財務を始めとする管理部門、企業投資部門に従事しており、多くのベンチャー企業の支援を行うなど豊富な業務経験と企業経営に精通しております。また、現在、弁護士として活動するほか、税理士等の資格を有し専門的な知識と深い見識を有しております。その豊富な経験、専門性を活かし当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言が期待できることから、業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。

原雅彦氏が監査等委員である取締役として就任した場合は、指名報酬委員として、当社の経営陣の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で意見を頂く予定です。

（注）１．原雅彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．原雅彦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．原雅彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりです。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー ５階　浜松町コンベンションホール
TEL 03-6432-4075

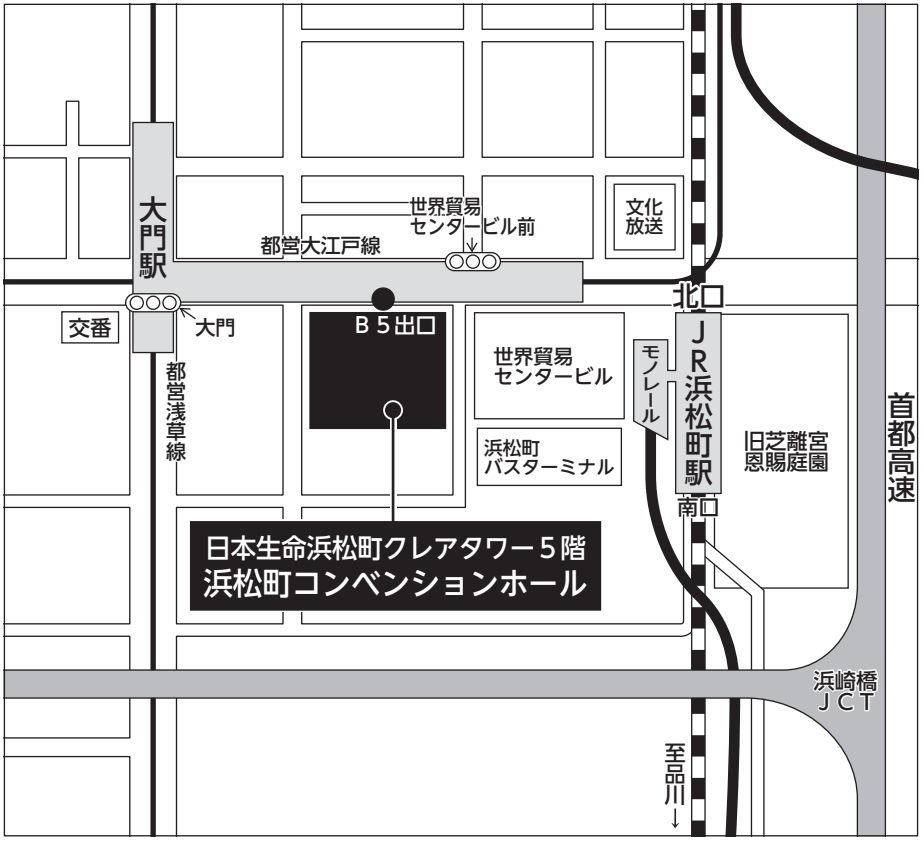

交通　都営地下鉄 大江戸線・浅草線大門駅Ｂ５出口直結
ＪＲ・東京モノレール浜松町駅徒歩約２分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。